最終更新日：2020年4月7日
日本管理センター株式会社
代表取締役　社長執行役員 武藤　英明
問合せ先：取締役　上席執行役員　CFO　服部　聡昌
証券コード：3276
https://www.jpmc.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、長期的かつ安定的な株主価値の向上、企業価値の最大化及び企業経営の健全性を重視した企業活動を目的としております。その実現のために、株主の皆様や不動産オーナー、入居者をはじめ、提携企業、取引先、地域社会、従業員等の各ステークホルダーに対し、賃貸住宅経営を通じて「ウェルス」と「安心・安全・安定」を提供し続けることを優先課題としております。このため、当社は、経営効率の向上、経営の透明性・公平性の確保、コンプライアンスの徹底に向けた監視・監督機能の強化及び正確かつ迅速なディスクロージャーに注力し、企業統治が有効に機能する体制構築に努め、ステークホルダーに対する経営責任を果たしてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則４－10－１】
当社は、監査等委員会設置会社であり、会社法の規定に従い、監査等委員以外の取締役選任議案および報酬議案の内容について取締役会に付議する前に独立社外取締役3名で構成される監査等委員会にその内容の審議を諮り、意見を求める体制としており、活発な議論がなされております。

【原則４－11】
当社の取締役会は、経営全般に関する知見を有し、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる業務執行取締役3名および監査等委員である社外取締役3名で構成されております。
現在、ジェンダーや国際性に配慮した取締役の選任は行っておりませんが、社外取締役3名のうち、1名は当社の属する賃貸不動産業界での取締役としての経験を有し、1名は弁護士として法務に関する適切な知見を有し、また1名は公認会計士として財務・会計に関する適切な知見を有しております。
当社の取締役会では、取締役会の実効性について毎年自己評価アンケートを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４】
当社の政策保有株式の基本方針は、当該保有が「当社グループの関連事業との相乗効果が期待されること」および「取引関係の強化・発展が可能となること」です。
保有の必要が生じたときは当該事業担当役員等の起案に基づき個別に取締役会で検討・決定します。
保有後においては基本方針どおりの効果が発揮されているかを執行役員会等で検証し、保有の継続の是非を決定します。保有の意義が希薄と考えられるものについては、縮減し、必要最小限の保有とします。

【原則１－７】
当社は、関連当事者間取引を実施しようとする場合は取締役会の承認の決議を経て、取引後、遅滞なく取締役会に報告することを取締役会規程において定めており、規程に従い、運用することで取締役会による監視をしております。
また、監査等委員会において監査等委員会監査等基準に則り監査をしております。

【原則２－６】当社はコードが想定している基金型・規約型の確定給付年金及び厚生年金基金を制度として導入していません。

【原則３－１】
(1) 経営方針／経営戦略、ＪＰＭＣグループ中期経営計画を当社ホームページにて開示しております。
https://www.jpmc.jp/ir/
(2) 当社は、長期的かつ安定的な株主価値の向上、企業価値の最大化及び企業経営の健全性を重視しております。取締役会を中心に経営の健全性・効率性及び透明性を十分に確保し、すべてのステークホルダーに対する経営責任を果たしてまいります。コーポレート・ガバナンスについて当社ホームページにて開示しております。
https://www.jpmc.jp/ir/corporategovernance/
(3) 報酬等は、固定報酬である基本報酬と譲渡制限付株式報酬により構成しております。その総額は株主総会の決議により監査等委員以外の取締役、監査等委員である取締役それぞれの報酬額が定められており、それぞれの報酬総額の限度内で取締役会の決議及び監査等委員会の協議により決定され、報酬の総額は有価証券報告書及び定時株主総会招集通知に記載し、開示しております。
なお、譲渡制限付株式報酬制度については、付与者を監査等委員である取締役を除く取締役とし、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入しております。
(4) 取締役（監査等委員である取締役を除く）は、当社が定める取締役候補者の選解任基準・手続に基づき、当社の企業価値を中長期的に向上させることに資する者を選任することを方針とします。
また、監査等委員は、当社が定める監査等委員候補者の選解任基準・手続に基づき、当社の属する業界に精通した者と、経営監視機能の客観性・中立性を確保するために、独立性・専門性の高い社外の者を指名しております。
(5) 各候補者の選任理由については定時株主総会招集通知にて開示しております。
第18回定時株主総会招集通知：https://ssl4.eir-parts.net/doc/3276/announcement/56858/00.pdf

【補充原則４－１－１】

当社は、監督と執行の機能分離をすすめ、経営のスピードアップと監督機能の強化につなげるべく監査等委員会設置会社に移行しており、執行役員会制度を採用しております。
取締役会は主として会社の方針や経営戦略、中長期的な企業価値向上に資する事案について審議のうえ決定し、その進捗をモニタリングする役割を担っております。事業運営や人事労務に関する重要事項等については、執行役員会にて決定しております。

【原則４－９．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、独立社外取締役の候補者を選定するにあたり、会社法及び東京証券取引所が定める独立性基準に則るとともに、企業経営やコンプライアンス等の専門領域における豊富な経験や知識を有し、積極的に提言・提案や意見を表明することができる人物を選定しております。

【補充原則４－11－１】
当社は、取締役会のバランスを考慮し、定款において監査等委員でない取締役の員数を８名以内、監査等委員である取締役の員数を５名以内と定めております。業務執行取締役については当社及び不動産業界に精通していること、監査等委員である非業務執行取締役については財務・会計、法律等の社外における豊富な経験を有すること、当社の経営方針及び経営理念等を理解し、当社の成長に寄与できる人材であることを前提とし、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模を考慮したうえで取締役会において取締役候補者を指名し、検討することとしております。

【補充原則４－11－２】
他の上場企業の役員を兼任している取締役は、独立社外取締役１名であり、兼任先は４社であります。なお、兼任状況は、定時株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンスに関する報告書等を通じて開示しております。

【補充原則４－11－３】
当社では、持続的な企業価値向上・取締役会の更なる実効性向上を図るため、取締役会全体の実効性評価アンケートを実施しました。
2019年度の当社取締役会を対象として実施した分析・評価において、当社取締役会の実効性は確保されていることが確認されました。
また、アンケートでは、前回の実効性評価を踏まえた取り組みによって一定の成果が得られたとの全体評価でしたが、今後の課題および具体的な取り組み案を取締役会の場であらためて共有し、さらなる改善に努めていきます。

【補充原則４－14－２】
＜取締役に対するトレーニング方針＞
当社は内部昇格による取締役就任時には、取締役として遵守すべき法的な義務、責任及び事業に関連する各種法令等の情報を提供し、外部セミナーや外部団体への加入等により事業経営上必要となる知識や能力を向上させることを方針としております。
また、社外取締役を選任する際は、取締役会等の各種会議、経営幹部との会合への参加及び代表取締役社長執行役員の個別説明により、不動産業界や当社の事業に関する知識の習得の機会を提供することとし、必要に応じて外部セミナーの受講を推奨しております。

【原則５－１．株主との建設的な対話に関する方針】
当社のIR活動は、正確な情報を適時に提供することを基本方針としております。グループCFOが所管するファイナンス＆アドミニストレーション本部が日常的に連携を図り、関係部署からの情報収集と経営陣との共有を図る体制をとっております。
株主からの対話の申し込みに対しては、グループCEO・CFOを中心に合理的な範囲で面談に応じております。当社は、株主との建設的な対話を促進するため、アナリスト・機関投資家向けに半期に１回、説明会を開催しております。個人投資家に対しても、適宜説明会の実施をしております。
対話を通して把握した株主や投資家からの意見などは、定期的に取締役会で報告を行い、 今後の経営に活かすように努めております。

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ムトウエンタープライズ	4,273,800	24.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,307,700	7.40
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー　レギュラーアカウント	1,149,100	6.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	980,900	5.55
ノーザン　トラスト　カンパニー(エイブイエフシー)アカウント　ノン　トリーティー	539,500	3.05
武藤　英明	448,758	2.54
MBC開発株式会社	426,600	2.41
ゴールドマンサックスインターナショナル	348,300	1.97
武井　大	305,674	1.73
十河　浩一	290,000	1.64

支配株主(親会社を除く)の有無	株式会社ムトウエンタープライズ
親会社の有無	なし

補足説明

―――

３．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	不動産業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

取引条件は一般の取引条件と同様に決定しております。

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小松　啓志	他の会社の出身者											
園部　洋士	弁護士											
上田　泰司	公認会計士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小松　啓志	○	○	【重要な兼職先】 なし	当社の属する賃貸不動産業界での取締役としての経験を持ち、当社事業や不動産業界への理解も深く、これらの経験や知見を活かした専門的・経営的視点からの監査を通じ、当社経営の健全性確保に貢献していただけるものと判断し、選任いたしました。また、同氏は当社の親会社や兄弟会社、主要な取引先の出身者等でないことから、経営陣から独立して意見を述べることが可能であります。よって、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定いたしました。

園部　洋士	○	○	【重要な兼職先】 林・園部法律事務所　代表パートナー弁護士 株式会社レッグス　社外監査役 東京鐵鋼株式会社　社外取締役（監査等委員） 株式会社ＰＡＬＴＥＫ　監査役 株式会社ケアサービス　社外監査役	弁護士としての専門的な知識・経験等に基づき、客観的な立場から当社の経営を監督していただくため、選任いたしました。また、同氏は当社の親会社や兄弟会社、主要な取引先の出身者等でないことから、経営陣から独立して意見を述べることが可能であります。よって、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定いたしました。
上田　泰司	○	○	【重要な兼職先】 上田公認会計士事務所　代表	公認会計士としての専門的な知識・経験等に基づき、客観的な立場から当社の経営を監督していただくため、選任いたしました。また、同氏は当社の親会社や兄弟会社、主要な取引先の出身者等でないことから、経営陣から独立して意見を述べることが可能であります。よって、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

当社は、監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人は置いておりませんが、以下の体制を構築することで業務執行取締役からの独立性が確保できるものと認識しております。
（1）監査等委員会から職務補助者設置の要請があった場合にはこれに応じる。その場合、監査等委員会の職務補助者の人事異動等については監査等委員会と事前に協議し、職務補助者の取締役からの独立性を確保するように十分に留意する。
（2）監査等委員会から当該要請が行われない間は、ファイナンス＆アドミニストレーション本部長又はファイナンス＆アドミニストレーション本部長の指名する者（子会社においては代表取締役又は代表取締役の指名する者）が必要に応じて監査等委員会の職務を補助する。
（3）当該職務補助者は取締役をはじめ組織上の上長の指揮命令を受けないこととする。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査を実施する内部監査室と監査等委員会は、随時情報交換を実施しており、それぞれの監査過程で発見された事項に関する情報を共有することにより、全社的な業務改善に連携して取り組む体制としております。また、内部監査室及び監査等委員会は、会計監査人である東陽監査法人とも定期的に意見交換を実施する体制とし、三者の異なる立場からの監査を有機的に連携させることにより、当社業務の適正確保に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

施策として譲渡制限付株式報酬制度の導入を2018年3月29日開催の第16回定時株主総会において決議いたしました。
本制度は株主との価値共有を一層促進すること及び中長期の業績及び株主価値の持続的な向上に対するインセンティブ、又は健全かつ透明性のある経営の仕組みの構築・維持に対するインセンティブとして機能させることを目的として、一定期間、自由に譲渡その他の処分をすることができないこと及び一定の事由が生じた場合には当社が無償取得することを条件に当社普通株式を監査等委員である取締役を除く当社の取締役に付与するものであります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

(2019年12月期)
取締役(監査等委員を除く)に対する年間報酬総額　4名　133,632千円
取締役(監査等委員)に対する年間報酬総額　4名　7,900千円(うち社外3名7,300千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬等は、基本報酬と譲渡制限付株式報酬により構成しており、その総額は株主総会の決議により監査等委員以外の取締役、監査等委員である取締役それぞれの報酬総額が定められております。それぞれの報酬総額の限度内で取締役会の決議及び監査等委員会の協議により個別の報酬額が決定され、報酬の総額は有価証券報告書及び定時株主総会招集通知に記載し、開示しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対する情報伝達は、管理管掌取締役が定期的に行い、取締役会及び監査等委員会の開催に際しては資料を事前に配布するとともに、必要に応じて事前説明を行う等のサポート体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は2016年3月30日開催の第14回定時株主総会の決議において、監査役会設置会社から、監査等委員会設置会社へ移行しました。今後は監査等委員会設置会社としてコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、企業価値の向上に努めてまいります。
(1)企業統治の体制
当社は会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役の他、取締役会、監査等委員会、会計監査人を設置しております。
また、当社では経営の意思決定機能・監督機能と業務執行機能を分離することで、ガバナンスを一層強化するとともに、役員の責任と権限を明確化することを目的として執行役員制度を採用し、業務運営上の重要課題を審議する執行役員会議を隔週で開催しております。
内部監査室につきましては、監査等委員会との協力関係の下、年間計画を立てて必要な内部監査を実施する体制としております。また、監査等委員である取締役3名は全て独立性の高い社外取締役を登用しております。
このような社外取締役による経営への牽制機能の強化や、各機関相互の連携により、経営の健全性・効率性及び透明性が十分に確保できるものと認識しているため、現状の企業統治体制を採用しております。

a. 取締役会
取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く)3名及び監査等委員である社外取締役3名で構成され、公正なる経営の実現を目指し法令、定款に定められた事項及び会社の重要な事項等を審議・決定しております。
b. 監査等委員会
監査等委員会は、監査等委員である社外取締役3名で構成され、経営を監視する役割を担っております。
c. 執行役員会
執行役員会は取締役(監査等委員である取締役を除く)及び執行役員で構成され、取締役会決議に基づく業務執行の決定のほか、業務執行についての方針及び計画の策定等を行っております。

(2)内部監査及び監査等委員会監査及び会計監査の状況
a. 内部監査
当社の業務遂行上の不正・誤謬を未然に防止し、経営の合理化に寄与することを目的とし、代表取締役直轄の機関として独立した内部監査室(1名)を設置しております。
当社の内部監査は、毎期策定される内部監査計画に基づき、全部門及び子会社の全事業所を対象としており、当該監査結果については代表取締役宛に都度報告されております。

b. 監査等委員会監査

当社の監査等委員会は社外取締役3名により構成されております。毎期策定される監査計画に基づく実地監査の他、内部監査部門から定期的に内部監査の実施状況及びその結果の報告を受けるとともに、必要に応じて、当社及びグループ会社の役職員に対し、報告を求めることができる体制としております。

なお財務・会計に関する知見を有する監査等委員の選任状況については、公認会計士及び税理士の資格を有する社外取締役（上田泰司氏）を選任しております。

c. 内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互提携

内部監査を実施する内部監査室と監査等委員会は、随時情報交換を実施しており、それぞれの監査過程で発見された事項に関する情報を共有することにより、全社的な業務改善に連携して取り組む体制としております。また、内部監査室及び監査等委員会は、会計監査人である東陽監査法人とも定期的に意見交換を実施する体制とし、三者の異なる立場からの監査を有機的に連携させることにより、当社業務の適正確保に努めております。

（3）社外取締役

当社では、社外取締役を3名（何れも監査等委員である取締役）選任することで、経営監督機能の強化及び経営の透明性、適正性の確保を図っております。社外取締役の選任にあたり、会社法および東京証券取引所が定める独立性基準に則るとともに、企業経営やコンプライアンス等の専門領域における豊富な経験や知識を有し、当社経営陣から独立した立場で積極的に提言・提案や意見を表明することができ社外役員としての職務を遂行できることを基本的な考え方としております。

社外取締役小松啓志氏は、当社株式2,000株を保有しております。当社と小松啓志氏の間に人的関係、資本的関係又は取引関係等の特別な利害関係はありません。

社外取締役園部洋士氏は林・園部法律事務所の代表パートナー弁護士であり、当社株式16,000株を保有しております。当社と園部洋士氏の間に、人的関係、資本的関係又は取引関係等の特別な利害関係はありません。

社外取締役上田泰司氏は上田公認会計士事務所代表であり、当社株式4,500株を保有しております。当社と上田泰司氏の間に人的関係、資本的関係又は取引関係等の特別な利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役の他、取締役会、監査等委員会、会計監査人を設置しております。また、経営の意思決定機能・監督機能と業務執行機能を分離することで、ガバナンスを一層強化するとともに、役員の責任と権限を明確化することを目的として執行役員制度を採用しております。

監査等委員である取締役3名すべて独立性の高い社外取締役を登用しており、社外取締役による経営への牽制機能の強化や、各機関相互の連携により、経営の健全性・効率性及び透明性が十分に確保できるものと認識しているため、現状の企業統治体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は12月決算であり、2019年12月期の定時株主総会は3月27日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	パソコンや携帯電話などから議決権が行使できる、インターネットによる議決権行使ウェブサイトを開設しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	㈱ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	TDnetで英訳の招集通知を開示しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社はディスクロージャーポリシーを策定し、当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報を当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	CFO及びCFOが所管するファイナンス＆アドミニストレーション本部内のIRチームが担当しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、経営理念、三大経営方針、企業倫理規範7箇条及び行動指針10則を制定し、これらを記載したクレドをグループ会社の全役職員に配布しております。この内容は社員入社時に説明を行い、入社後は毎日の朝礼において唱和し、浸透を図っております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社はJPMCグループ中期経営計画の基本戦略テーマの一つに「エクセレントカンパニーの創造」を掲げ、ESG（環境・社会・ガバナンス）を尊重し、社会に必要とされる企業をめざすことを基本方針としております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	全てのステークホルダーに対し、取引の公正性の観点から、関係法令及び取引所が定める適時開示規則等を遵守し、投資判断の根拠となる情報を適時・適切に開示することを情報開示の基本方針としております。 （https://www.jpmc.jp/ir/disclosure/）

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムの基本方針について、取締役会において以下のとおり決議しております。

1．当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

定期的に開催する取締役会において各取締役から職務執行状況について報告するとともに、監査等委員会による定期的な監査を実施することによって、法令及び定款に反する行為の有無を監視する。

2．当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人は職務の執行状況を定期的に取締役に報告し、内部監査室において、内部監査規程に基づいて計画的な内部監査を実施することにより法令及び定款に反する行為の有無を監視する。

3．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 各種議事録等、職務執行に係る情報を含む文書を文書管理規程の定めに従って、保管する。

(2) 当該文書の閲覧又は謄写について取締役及び監査等委員会から要請があった場合にはいつでも当該要請に応じる。

4．当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

人事総務部及び財務部は、日常的に継続してリスク対策等の状況の把握･検証に努め、損失の危険性が高まったと判断される状況となった場合には、ファイナンス＆アドミニストレーション本部長を通じて即座に代表取締役及び監査等委員会にその内容を報告し、速やかに必要な対策を講じる。

5．当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役の職務執行の効率性を確保する体制の基礎として、取締役会を毎月1回定期的に開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、各取締役はそれぞれの担当部門が実施すべき具体的な施策を立案･実施し、その運営状況を把握し、必要に応じて改善を図る。

(2) 内部監査室は、その各部門において具体的な施策の立案･実施、運用状況を検証するために定期的に内部監査を実施する。

6．当社の子会社の取締役等による職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制

(1) 子会社に対しては、取締役若しくは監査役を当社より派遣して子会社取締役の職務執行の監督又は監査を行う。

(2) 当社の取締役会又は執行役員会において決議･報告がなされる事項のほか、以下の事項を代表取締役又はファイナンス＆アドミニストレーション本部長を通じて取締役会又は執行役員会に報告する。

①当社グループに著しい損害を及ぼす恐れがあると判断される事項
②内部監査室が実施した子会社内部監査の結果
③コンプライアンス上重要と判断される事項
④当社グループが社内外に設置する内部通報制度を利用した通報
⑤その他監査等委員会が職務執行上報告を受ける必要があると判断される事項

7．当社の子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社子会社の取締役は、当社の取締役会 (毎月1回開催) 又は執行役員会 (毎月2回開催) に、代表取締役又はファイアンス＆アドミニストレーション本部長を通じて職務執行状況を報告する。

(2) 当社の監査等委員会又は子会社の監査役による定期的な監査を実施することによって、法令及び定款に反する行為の有無を監視する。

8．当社の子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社子会社の使用人は職務の執行状況を定期的に当社子会社の取締役に報告し、内部監査室において、計画的な子会社内部監査を実施することにより法令及び定款に反する行為の有無を監視する。

9．当社の子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社子会社は、各種議事録等、職務執行に係る情報を含む文書を代表取締役又は各部門長の監督の下、保管する。当該文書の閲覧又は謄写について当社の取締役又は監査等委員会から要請があった場合にはいつでも当該要請に応じる。

10．当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

人事総務部及び財務部は、当社子会社について日常的に継続してリスク対策等の状況の把握･検証に努め、損失の危険性が高まったと判断される状況となった場合には、ファイナンス＆アドミニストレーション本部長を通じて即座に代表取締役及び監査等委員会にその内容を報告し、速やかに必要な対策を講じる。

11．当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社子会社の代表取締役は、当社子会社の取締役の職務執行の効率性を確保する体制の基礎として、毎月1回定期報告会を開催し、当社の代表取締役又はファイナンス＆アドミニストレーション本部長が参加する。また、子会社の各取締役はそれぞれの担当部門が実施すべき具体的な施策を立案･実施し、その運営状況を把握し、必要に応じて改善を図る。

(2) 内部監査室は、子会社の各部門において具体的な施策の立案･実施、運用状況を検証するために定期的に子会社内部監査を実施する。

12．監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 当社グループには、現在、監査等委員会の職務補助者は設置していないが、監査等委員会から職務補助者設置の要請があった場合にはこれに応じる。その場合、監査等委員会の職務補助者の人事異動等については監査等委員会と事前に協議し、職務補助者の取締役からの独立性を確保するように十分に留意する。

(2) 監査等委員会から当該要請が行われない間は、ファイナンス＆アドミニストレーション本部長又はファイナンス＆アドミニストレーション本部長の指名する者 (子会社においては代表取締役又は代表取締役の指名する者) が必要に応じて監査等委員会の職務を補助する。

(3) 当該職務補助者は取締役をはじめ組織上の上長の指揮命令を受けないこととする。

13．監査等委員会へ報告するための体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 取締役会において決議･報告がなされる事項のほか、当社及び子会社の取締役、使用人は以下の事項を監査等委員会に報告する。

①当社グループに著しい損害を及ぼす恐れがあると判断される事項
②内部監査室が実施した内部監査の結果
③コンプライアンス上重要と判断される事項
④当社グループが社内外に設置する内部通報制度を利用した通報
⑤その他監査等委員会が職務執行上報告を受ける必要があると判断した事項
(2) 前号の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利益を受けないよう公益通報者保護に関する規程に基づき報告者を保護する。

14. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 各監査等委員は相互の協議により、それぞれの業務分担を行う。また各監査等委員は必要に応じて代表取締役に対して必要な調査・報告等を要請することができる。
(2) 監査等委員会による会計監査については、各監査等委員が当社グループの会計監査を担当する監査法人と定期的に情報交換を行うなど連携を図り、実効性を高める。
(3) 各監査等委員又は監査等委員会は監査を行うために必要な外部の専門家等への調査、鑑定又は事務委託の費用を請求することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方は以下のとおりです。

当社グループは社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的団体や個人に対して社会常識と正義感を持ち、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たないことを基本方針とする。平素より、警察、顧問弁護士との連携を密にし、反社会的勢力対応を実施し、不当な資金の提供及び便宜供与等の不当要求に屈することなく、これを断固として拒絶する。

反社会的勢力に向けた整備状況は以下のとおりです。
(1)「反社会的勢力排除対応マニュアル」「反社会的勢力の確認方法マニュアル」を制定し、従業員に対し周知徹底を図っております。
(2) 特殊暴力防止対策連合会や暴力団追放運動推進都民センターと連携し、必要な情報を収集・交換できる体制を構築しております。
(3) 弁護士である社外取締役園部洋士氏から、反社会的勢力排除に関する情報の提供を受けております。
(4) 取引先に関しましては、取引を開始する際、インターネット及び日経テレコン等を活用し反社会的勢力との関連を調査・確認しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

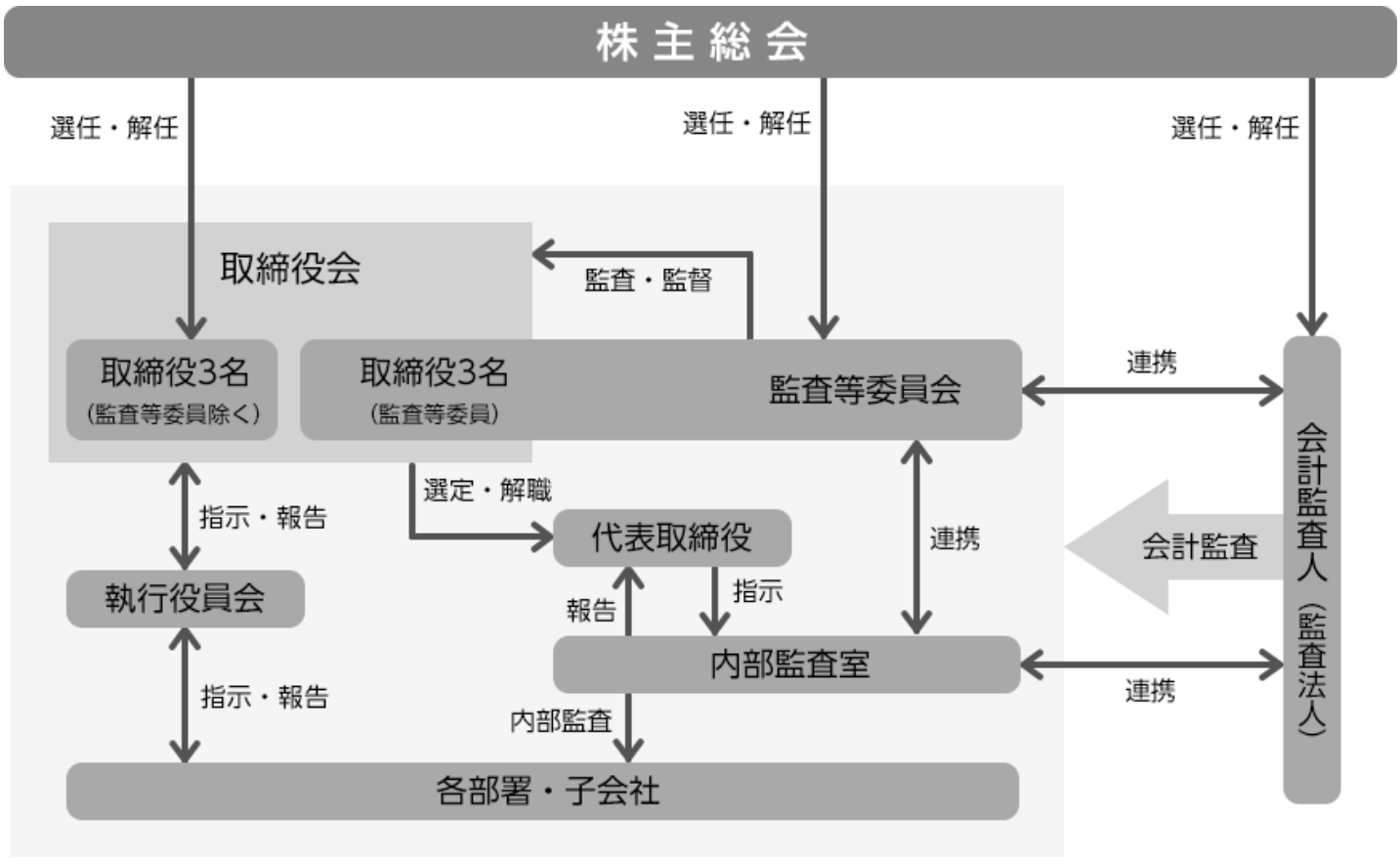
買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――


株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
取締役会
監査・監督
取締役3名
(監査等委員除く)
取締役3名
(監査等委員)
監査等委員会
連携
会計監査人（監査法人）
指示・報告
選定・解職
代表取締役
連携
会計監査
執行役員会
報告
指示
内部監査室
連携
指示・報告
内部監査
各部署・子会社

適時開示体制の概要（模式図）

